

平成 26 年度 第 4 回 西脇市介護保険運営協議会 議事録

日 時：平成 27 年 2 月 12 日（木） 13：30～15：30

場 所：西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室 2

出席委員：南会長、大久保委員、大隅委員、神月委員、芹生委員、廣田（よ）委員、本下委員、松田委員、丸山委員、山本（國）委員、山本（陽）委員、吉田委員

欠席委員：竹内副会長、津田委員、廣田（昌）委員

事務局： 田中福祉生活部長、伊藤長寿福祉課長、村井地域包括支援センター所長補佐、西村地域包括支援センター主査、福田長寿福祉担当主査、徳岡介護保険担当主査

次 第

- 1 あいさつ
- 2 協議事項
 - (1) 第 6 期西脇市高齢者安心プラン（案）について
 - (2) パブリックコメントの実施結果について
 - (3) 第 6 期介護保険料について
 - (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について
- 3 その他

提示資料

- 1 第 6 期西脇市高齢者安心プラン（案）
- 2 平成 26 年度第 4 回介護保険運営協議会資料

- 1 あいさつ
会長あいさつ

- 2 協議事項
 - (1) 第 6 期西脇市高齢者安心プラン（案）について

【事務局】

第 6 期西脇市高齢者安心プラン（案）について、前回からの修正事項を説明

【会長】

地域包括支援事業については、4 月より一部新しい事業が始まるが、ご意見、ご質問等はあるか。

—質問なし—

(2) パブリックコメントの実施結果について

【事務局】

パブリックコメントに対し提出された意見と回答案を説明

【会長】

パブリックコメントの結果について、皆様ご意見、ご質問等ないか。

—質問なし—

【会長】

事務局の説明のとおり、国会での承認事項については市町村で検討しがたい面もある。ただし、介護予防給付の一部が、新総合事業として介護保険事業から市町村事業に移行するからといって、サービスの質が低下するということではない。しかし、市町村事業となるため、市町村の力量に委ねられる部分があり、人口が少ない地域や山間地域ではどこまで質を担保していけるのか兵庫県全体の課題であるともいえる。財源が少ない地域では、従来通りの支援を行おうとすると、国に対し国庫支出金の増額を求めることも必要であり、国からどの程度援助を得られるかが肝要である。施設入所から在宅介護へという流れにもかかわらず、在宅支援の財源については不明瞭な点もあり、不安を感じる場所である。4月以降、どのようにサービスの質を担保していくか検討が必要である。

その他に、パブリックコメントについてはプラン案への修正は行わない旨、了承ということによいか。

—異議なし—

(3) 第6期介護保険料について

【事務局】

第6期介護保険料改正案について説明

【会長】

介護保険料の第1号被保険者の負担割合は21%から22%に変わっている。介護報酬も2.27%の減額ということで、事業所も点数の高い事業を展開する可能性があるが、この案でやっていくしかないという実情だと思う。

【委員】

デイサービスについて、地域は地域で利用するようにしていく必要があるのではないかと。あちらの地域のサービスが良い、こちらの地域のサービスが良いという具合に、介護保険の使いすぎが懸念される。

【会長】

国でも過剰サービスのチェックを求めている。しかし、どこまでが過剰で、どこまでが十分量なのか、必要最低限のサービス量の線引きは難しいところである。

ところで、市町村移行する事業の財源は各市町村で賄うのか。それとも国からの支援が

あるか。

【事務局】

事業の財源について、国県の負担割合は介護保険事業と同じである。第5期プランでは介護保険料がかなり増額することを見込んで県から交付金があったが、今回は交付金がないため、市の基金を取り崩しを見込み、介護保険料の上昇を抑えている。

【会長】

基金の取り崩しもいつまで耐え得るのか不安である。高齢者が増える一方で、介護保険サービスを受ける人は減らないという状況であるので、破綻しては困る。

サービスを減らすこともできないし、施設から在宅へ移行しても、在宅介護にもお金がかかるという矛盾点もある。

マンパワーも少なく、在宅介護の人材をどこまで確保できるのか不安は多い。

その他にご意見、ご質問等ないか。

—質問なし—

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について

【事務局】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について、2事業所より提出のあった事業計画書を提示し説明。

【会長】

どちらの事業者も同じ訪問看護事業所を使うということになると、1つの訪問看護事業所への負担が懸念されるが、市では認可するのか。

【事務局】

基本的には、一方の事業者は別の訪問看護事業所へ委託することになるが、委託先の事業所の方で多数の利用者があって対応できない場合のみ、もう一方が申請している事業所と同じ訪問看護事業所をお願いするとの話し合いをされていると聞いている。

【会長】

1つの訪問看護事業所が複数の事業所と提携していくことも可能なのか。現在は2箇所が申請しているが、中学校単位で考えると4箇所になるし、24時間型の訪問介護を実施している事業所は少ないので、利用者の取り合いになってしまわないか。現実的に事業が疲弊していかないか心配。

【事務局】

1つの訪問看護事業所が複数の事業所との提携することはできるが、正式に申請を受ける際には人員配置についても詳しい資料を提出してもらうため、問題がないか確認を行う。近隣市でも定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は実施しているが、1度に何十人も利用されるというケースは少なく、数人の利用から開始している。本市でも、利用者へのサー

ビス提供に支障のない人員配置を確認していく。

【会長】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の区域は中学校単位を想定されているが、一方の事業所は市全体を事業対象とするということか。市から事業所に区域の指定は可能か。

【事務局】

市から区域を指定することは可能である。基本的には西脇地区と西脇南地区、西脇東地区と黒田庄地区と半々で実施していただくことを想定している。全域で申請をされている事業所は、特殊なケースにも対応できるようにと全区域を指定と記載されているとのことであるが、基本的には西脇東地区と黒田庄地区を想定されていると聞いている。

【会長】

サービス提供までに40～50分かかかる様なケースへの調整はどうするのか。

【事務局】

1日複数回の利用で、毎回サービス提供までに30～40分かかるとなると、それだけでかなりの時間を費やすことになるので、事業所にとっても効率的にサービス提供が行えるように区域を指定することで調整したいと考えている。

【会長】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業については今後も実施を希望する事業所はありそうか。

【事務局】

申請している事業所は現在のところ2箇所、将来的には日常生活圏域ごとに事業所を設置することも考えるが、2箇所の事業所の利用状況をふまえながら、今後の事業の在り方を検討する。

【委員】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の市の計画上の見込み数と、事業者が予定している見込み数が違うが、給付費は足りるか。

【事務局】

どちらの事業者も平成29年度まで30人のサービス提供を見込んでいるが、近隣市では今年度から提供を開始され、8人のサービス利用と聞いており、急速に利用者が増加するとは見込んでいない。平成27年度の市の計画では5人とあげているが、他市の状況等から市としては10人の利用者を見込み、どちらの事業者も9月からの開始であるので、月平均5人としているところ。

【委員】

利用者が増加しても給付費の見込みが足りなくなることはないか。

【事務局】

他市の状況等から推計し、本市では、急激な利用者の増加は見込んでいないが、徐々に

利用者は増加するだろうとは考えている。もし利用者が見込みより増えても、他のサービスの利用も増減することを想定しているので、給付費が足りなくなることはないと思込んでいる。

【委員】

現在、ターミナルの利用者で朝と日中ヘルパーにきてもらい、きちんと服薬をさせる 30 分のサービスを提供しているが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の開始により、短時間や緊急時対応にすることでヘルパーが不要な時間を過ごさなくて済むよう工夫ができると思う。

【会長】

その他ご意見、ご質問等あるか。

—質疑なし—

3 その他

【事務局】

「第 6 期西脇市高齢者安心プラン」を 3 月に議会へ報告し、委員の皆様には製本した計画書をお届けする。市民の皆様には市のホームページ上で計画を公開する。介護保険料については 3 月議会で改正案を提案し、承認を得れば、4 月より介護保険料が改正される。

—閉会—